令和８年（フ）第５０号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝334番地　あおぞら大木３号室
債務者　天野　慎也
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５１号
福岡県三潴郡大木町大字筏溝334番地　あおぞら大木３号室
債務者　天野　晴美
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第５４号
福岡県田川市大字奈良1529番地８　大浦団地県住３棟610号
債務者　毛利　譲二
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第５５号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844番地の123
債務者　伊藤　智子（旧姓沓形）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第３６６号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅203棟８号
債務者　清水　　到
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第８０号
鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名790番地１
債務者　重水　清紀
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

令和６年（フ）第５０４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3278番地４
破産者　竹森　友昭
1　決定年月日　令和８年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第５３号
宮崎県都城市八幡町５街区１号
破産者　中山　恭佑
異議申述期間　令和８年10月15日まで
令和８年９月３日　宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第７６２号
千葉県市原市五井西４丁目27番地13　レオパレスエル・ソールＢ202
破産者　秋山　颯人
異議申述期間　令和８年10月22日まで
令和８年９月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第８１１号
千葉県船橋市宮本７丁目５番12号
破産者　山下　　稜
異議申述期間　令和８年10月23日まで
令和８年８月31日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第９２７号
千葉県市原市西国分寺台１丁目４番地15　グリーンハイム101
破産者　伊藤　輝彦
異議申述期間　令和８年10月23日まで
令和８年９月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和６年（フ）第７号
島根県隠岐郡隠岐の島町栄町299番地
破産者　西尾　　健
異議申述期間　令和８年10月26日まで
令和８年８月31日
松江地方裁判所西郷支部破産係

令和８年（フ）第２６１２号
大阪市東住吉区鷹合１丁目16番33号
破産者　株式会社エムアール
異議申述期間　令和８年10月29日まで
令和８年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６１３号
大阪市東住吉区湯里４丁目６番６号　Ｆａｓｅｃｉａ　Ｋａｓｔａｌｉａ　103号
破産者　岩本　宣幸
異議申述期間　令和８年10月29日まで
令和８年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第５７３号
広島県福山市緑陽町２丁目３番５号
破産者　伊達　嗣郎
免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
令和８年９月３日
広島地方裁判所民事第４部

特別清算開始

令和８年（ヒ）第102号
茨城県笠間市福田906番地６
清算株式会社　株式会社茨城県民球団
代表清算人　山根　将大
1　決定年月日　令和８年８月26日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

令和８年（ヒ）第４号
三重県伊勢市常磐一丁目19番16号
清算株式会社　株式会社泉原商店
代表清算人　泉原　幸子
1　決定年月日　令和８年８月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
津地方裁判所

令和8年（ヒ）第3027号
大阪府和泉市池田下町２３２番地の１
清算株式会社　株式会社ＣＳＢ　ＲＩＤＥ
代表清算人　　髙野　隆志
1　決定年月日　令和8年8月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００７号
東京都中央区日本橋浜町一丁目１番１２号
清算株式会社　株式会社ＰＭプロジェクト
1　決定年月日　令和８年８月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続開始

令和７年（再イ）第２９８号
愛知県北名古屋市熊之庄六の坪７８番地１５
再生債務者　益田　圭
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年９月３日まで
4　再生債権の一般調査期間　令和８年９月２４日から令和８年１０月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部